

6月からの学校再開に向けて

配付文書でお知らせいたしました点の詳細について下記をご参照ください。

1 感染防止策

- (1) 当面、登下校時の公共交通機関が混雑する時間帯、また山科駅ガード下通路の密集状態を避ける観点から始業時刻を遅らせ、学年別の時差登校とします。
第1学年 8:20 までに登校 第2学年 8:35 までに登校
第3学年 8:50 までに登校 全学年 9:00 ホームルーム
第1校時開始 9:15
なお、当面の間、短縮授業(40分)とします。解除時期については京都府全体の状況を見て判断します。
- (2) 山科駅周辺の密集状況が発生する場合は、通学路の変更を指示せざるを得ない場合もあります。
- (3) 登校時に健康観察(昇降口で体調不良及び体温未計測の生徒を確認)を行い、体調不良の生徒は休養あるいは帰宅させます。
- (4) 咳エチケットの励行、マスクの着用、こまめな手洗い、近距離かつ正面での会話の回避、他人の物や共用部分にむやみに触らないこと、食事は向かい合わずに静かに摂ることなど、いわゆる「新しい生活様式」についての指導に努めます。
- (5) 教室においては可能な限り離れて座り(概ね1m以上)、出入り口及び窓は開放し常時換気を徹底します。教卓にアクリル板を設置し、教職員の飛沫を防ぎます。
- (6) 清掃活動の徹底に加え、可能な範囲で共用部分や共用用具の消毒等を行います。特に多くの生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行い、基本的に用具や物品の共用を避けます。また、やむを得ず共用する場合は、使用後の手洗いを徹底します。

2 学習の遅れの回復と学習方法等の工夫

- (1) 長期休業期間を短縮することにより、20日を上限として以下のとおり授業日を回復します(当面の間、授業時間が50分を下回ってもやむを得ない)。
 - ①第1学期 令和2年7月21日(火)から 7月31日(金)
 - ②第2学期 令和2年8月20日(木)から 8月31日(月)
12月21日(月)から 12月25日(金)
 - ③土曜日活用は行わない。
- (2) 休業期間中、または暫時の短縮授業において生じる学習の遅れについては、下記とおり工夫いたします。
 - ①必要に応じて補習(含 個別)等の実施。
 - ②Classiやホームページ等での課題配信を継続することで家庭学習を促す。
 - ③ICT等の有効活用(板書時間の削減等)により、授業進度の工夫。
 - ④学習内容はカットせず、指導順序や方法の変更や授業と家庭学習の組み合わせで対応。
 - ⑤休業期間中の課題は状況や成果を踏まえて評価の対象。

3 授業時における留意点

- (1) 教室での授業について下記の点に留意します。
- ①常時換気・咳エチケットの励行。
 - ②可能な限り、生徒間は概ね1mの距離を確保する。
 - ③40人授業は想定内とされている。3密の重なりを避ける工夫を講じることにより42人授業も許容範囲内（京都府教育委員会の見解）とする。
 - ④大声での指導、対面での活動を避ける。
- (2) ペアワークや発表を伴う授業等については、下記の点に留意します。
- ①クラスの半分程度の人数で行う。
 - ②グループワークは原則行わない。やむを得ない場合は一層の感染防止策を講じるとともに最小限の活動とする。
 - ③今後、第二波が来ることを想定し、ICTを活用した授業（機器を用いて複数教室同時の授業形態等）や家庭学習の態勢を構築する。
※今後、オンライン授業等による学習を開始した場合、データ通信量が膨大になる可能性があります。ネットワーク環境においては、無制限のデータ通信量を御準備いただきたく存じます。
- (3) 実技や実習を伴う教科の取組等については、下記の点に留意します。
- ①音楽科の授業における歌唱指導；互いに向き合うことなく、2m以上の間隔を取り、窓を開放するとともに必要最低限の時間とするなど、飛沫感染に十分配慮する。なお、感染症対策が難しい場合は、年間計画の順序を入れ替えるなどにより、当面の間歌唱指導を行わない。
 - ②家庭科における調理などの実習および保健体育科における生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については行わない。

4 放課後の活動等

- (1) 進路に関わる補習等の実施は開始します。ただし臨時休業直後においては、生徒の負担等を勘案し、実施の頻度や内容について配慮します。
- (2) 部活動は再開後1週間禁止とします。その後は、自校生徒のみ、2時間以内の活動とし、飛沫感染や接触感染のリスクを伴う活動は禁止とします。

5 生徒への指導・指示等

- (1) 日常の留意点について下記を徹底します。
- ①登校前の留意事項
 - ㊦登校前に自宅で検温。
 - ㊦風邪症状（息苦しさ、強いだるさ・高熱等）や味覚・嗅覚の異常について確認。
 - ㊦体調に異常があれば登校を控える。
 - ②登校中（下校中）の留意事項
 - ㊦公共交通機関の利用生徒は、「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話や発声等」を避けるような工夫とマスクの着用を徹底し、学校到着後直ちに手洗いを励行する。
 - ㊦洛東坂・昇降口・駐輪場等での密集・密接発生抑制のため、集団での登下校を避ける。

③登校直後の留意事項

⑦発熱等の風邪症状を登校前に確認できなかった場合は、教室に入る前に登校指導教員の指示（原則として検温し健康観察）を受ける。

⑧⑨⑩のとおり、必要に応じて手洗いの励行。

④授業中の留意事項

⑦マスクの着用。

⑧大声で話したり歌ったりすることを避ける。

⑤休憩時間の留意事項

⑦教室・廊下等の窓を開放し換気の励行。

⑧排便後の手洗い励行。

⑨昼食前後の手洗い励行。

⑩昼食の対面摂取を避け、食事中の会話を控える。

⑪飲料（ペットボトル等）の回し飲みは避ける。

6 出席停止等の措置について

（１）出席停止

①生徒が感染した場合。

②生徒が濃厚接触者に特定された場合。

（２）出席停止とすることができる場合

①発熱や咳等の風邪症状、強いだるさや息苦しさ、味覚・嗅覚異常がある場合。

②濃厚接触者との接触がある場合。

③学校や生徒の所在地（市・区・町）で感染の拡大が懸念される場合。

④感染者が出ている地域を通る公共交通機関の混雑が見込まれる場合でそれを利用せざるを得ない場合。

⑤主治医に相談の上、登校すべきでないと判断された場合（特に基礎疾患のある生徒）。

7 感染等が判明した場合

（１）在校中に発熱等の症状が判明した場合は下記のとおりとします。

①当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指示。

②安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまる場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなど配慮する。

（２）（１）の生徒が、濃厚接触者となった場合は下記のとおりとします（当該生徒が「濃厚接触者」として特定された場合は、保健所から当該生徒あるいは保護者に対し連絡があり、症状の有無の確認、自宅での待機、PCR検査実施の有無等の指示が出されます）。

①保護者からの連絡により、保健所の指示内容を確認し、「出席停止」とする。

②濃厚接触者となった当該生徒が、その後、PCR検査で陽性になった場合を想定し、校内での活動状況など、可能な範囲で行動の把握を進める。具体的には、当該生徒と１メートル以内かつ１５分以上の接触等、校内で行動を共にした生徒や教職員の情報収集に努める。

③当該生徒が濃厚接触者として特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して２週間は「出席停止」とする。なお、PCR検査が実施され「陰性」

の場合は「出席停止」が解除される。

(3) 在宅(校外)時に感染(陽性者 PCR 検査+)者となった場合、または(1)の当該生徒が陽性者となった場合は下記のとおりとします。

- ①PCR検査の結果、「感染」が判明した場合は、保健所等から伝えられた検査結果を速やかに学校へ連絡させるとともに指示内容を確認し、「出席停止」とする。
- ②当該生徒については、保健所の指示に従い、「治癒」されたと判断されるまで「出席停止」とする。
- ③濃厚接触者が特定されるまでの対応として、当該生徒が在籍する学級を「出席停止」とするとともに、保健所と連携し、消毒作業等を実施し、当該学級は休業とする。
- ④学級以外にも講座、部活動など当該生徒の行動履歴により、休業の範囲を検討する。
- ⑤濃厚接触者と特定された当該生徒は引き続き「出席停止」とし、濃厚接触者以外の生徒の出席停止は解除し、教育活動を再開する(当該学級の休業は終了)。
- ⑥感染者の個人情報を守り人権に配慮しつつ、他の生徒や教職員等へ情報提供するとともに、他の生徒および教職員が濃厚接触者として特定された場合は、保健所の指示に従い行動するよう指導する。

以上です。御理解と御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。